第8章 自治大学校校友会

第1節 自治大学校校友会発足の経緯

自治大学校校友会は、昭和30年3月26日発足し、令和6年3月末日現在で会員数は6万4千人余(累計)に上っている。

自治大学校校友会の設立以前においても、既に卒業した第1部及び第2部研修の各期でそれぞれ同窓会を作り、親睦を図ってきたが、昭和30年3月26日には1部3期生の卒業をみる段階になり、卒業生は総員607人を見込まれるに至った。そこで各期を一貫した自治大学校校友会を設立し、会員の相互親睦と研鑽を図りたいとの要望が各地において高まり、また北海道及び四国ブロックにおいては、校友会の支部が設けられ、中央においても全国的な組織をもつ校友会を設立する気運が盛り上ってきた。そこで各部各期の代表者による発起人が集まり校友会設立の問題をとりあげ、学校当局も加わり再度打合せをした結果、昭和30年3月26日(第1部第3期卒業式当日)発会式の挙行をみるに至った。

発起人氏名

第1部本科第1期生代表 星野利成(東京都) 矢 部 喜 一(") 第1部普通科第1生期代表 第1部第2期生代表 安藤康則(") 福原今朝雄(") 第1部第2期生代表 第1部第1科第3期生代表 久保田 芳 夫(") 薮 内 第1部第2科第3期生代表 武 (大津市) 第2部第1期生代表 星 野 重 弘(埼玉県) 第2部第2期生代表 秋 山 六 郎 (川崎市) 第2部第3期生代表 鈴 木 林 蔵 (横浜市)

発会式には、来賓として鈴木自治庁次長、自治大学校運営審議会委員、校長、主幹、庶務課長等来賓多数の列席の下に開催され、昭和30年度予算及び役員、規約等を決定し、創立宣言を行ってここに自治大学校校友会の創立をみるに至った。

第2節 自治大学校校友会の組織及び事業

1. 校友会の組織

校友会の会員は、正会員及び特別会員とからなり、正会員は自治大学校卒業生、修了生及び在校生からなり、特別会員は自治大学校職員(元職員を含む。)及び講師をもって構成し、これ等会員をもって総会を組織することとなっている。

総会は、当初各都道府県の代議員をもって構成することとなっていたが、会則改正(昭和34年2月10日)により、現在では、会員全員をもって構成しており、(1)予算、(2)決算の承認、(3)事業計画、(4)会則の変更、(5)その他会長が必要と認める事項を議決することとなっている。

役員は、当初会長1名、副会長2名、理事11名(会長・副会長を含む。)、監事2名とされていたが、 会則改正(昭和61年11月19日)により、会長1名、副会長若干名、理事8名、監事2名となった。

理事会は、当初各ブロック毎に1名ずつ計8名をもって構成することとなっていたが、会則改正(昭和34年2月10日)により、会長、副会長を含めて構成することと改められ、会務を執行し、緊急又は軽易な事項については理事会で議決できることとなっている。

副会長は、当初1名とされ理事の互選により決定することとなっていたが、会則改正(昭和34年2月10日)により会長が総会に諮って指名することに改められ、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理することとなっている。

会長は、当初理事の互選により決定することとなっていたが、会則改正(昭和34年2月10日)により 総会で選出することに改められ、校友会を代表し、会務を掌ることとなっている。

監事は、当初会長が理事会に諮り会員から任命し、会計を監査することとなっていたが会則改正(昭和34年2月10日)により、現在は総会において選出し会計のみならず、事業についても監査することとなった。さらに、監事の円滑な選出のため、会則改正(平成14年11月1日)により、会員から選出していたものを支部長のうちから選出することとなっている。

なお、これ等役員の任期は1年として再選を妨げないこととなっていたが、次期総会が1年後の期日に必ずしも開催できないと会長等が不在となること、ブロックによって理事互選のための会合時期が異なること、理事の任期中に当該支部長に異動があった場合でも後任支部長が理事を務められなかったことから、会則改正(平成14年11月1日)により、会長等理事以外の任期は、総会の翌日から次期総会の日までとし、理事又は監事を務める支部長の異動後は、その残任期間を後任者が務めることとなっている。

また、顧問制度を設け次の職に委嘱を行っている。

(1)	自治大学校長の職にある者	1名
(2)	都道府県知事の全国的連合組織の代表者	1名
(3)	都道府県議会の議長の全国的連合組織の代表者	1名
(4)	市長の全国的連合組織の代表者	1名
(5)	市議会の議長の全国的連合組織の代表者	1名
(6)	町村長の全国的連合組織の代表者	1名
(7)	町村議会の議長の全国的連合組織の代表者	1名

以上本部の組織について述べたが、このほか、各都道府県に支部を(自治省、総務庁及び警察庁の本省庁 職員については霞が関支部)、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の各ブロックに支部連 合会を組織することとなっている。

事務所は、東京都港区南麻布4丁目6番2号自治大学校に置くこととされていたが、平成15年3月の自治大学校移転を迎えるに当たり、会則改正(平成14年11月1日)により、「事務所」を「事務局」とし、住所を削除し、「事務局を自治大学校に置く」と改められた。

2. 校友会の事業

校友会の事業としては、会則によると、(1)会誌の発行、(2)名簿の編さん、(3)会員の親睦及び研鑚のための 会合、(4)校友会メールの運営、(5)その他必要と認める事項を行うこととなっている。

会誌の発行としては、校友だよりを発行している。

校友だよりは、昭和33年3月1日号を創刊号として発刊し、当初は年4回程度発刊していたが、現在は年2回の発刊となっており、令和6年3月現在で120号に及んでいる。校友だよりの創刊については、昭和31年6月22日第1部6期生を中心とし編集委員会を開催し、創刊号の発刊を企画し、その後数回会合をもったが、会費の納入状況が悪く、また寄稿が少ない等のため実現までには至らなかった。しかしながら昭和33年に至り種々検討の結果、

- (1) 校長、主幹、その他学校当局の見聞によると全国会員間に会誌発行の要望がほう湃として起っていること。
- (2) 会誌としての創刊号にあまり体裁、内容にこだわり過ぎると問題の解決にならないこと。
- (3) 会費の集まりの悪いことも、まず、なんらかの機関紙の発刊により会員の認識が増すことにより漸次 好転する見通しがあること。
- (4) 現在の予算の範囲としては、この程度の機関紙から出発することも止むを得ないこと。
- (5) 編集、印刷その他については学校当局の研究部の積極的な応援が得られること。

(6) 陽春4月頃には長い間の懸案の学生全員収容可能な寄宿舎の完成を機に自治大学校の飛躍的発展の段階を迎えること。

以上のような判断のもとに早速準備にとりかかり全会員相互の「親睦と研鑽」の広場として校友だよりの 誕生をみたわけである。(校友だより創刊号より)

校友会メールについては、会員同士の情報交換の場を設けることを目的に、平成18年から運営を開始した。

会員の親睦及び研鑽のための会合としては、毎年1回開催する校友会総会の際、講師による講演を拝聴することとしている。

その他、校友会の事業として、自治大学校施設の整備等で特筆すべきものは、以下のとおりである。

- (1) 自治大学校麻布校舎落成に際し、会員1口200円を拠出し総額600千円をもって新講堂に緞帳を 寄付
- (2) 自治大学校10周年記念式典において、国旗及び校旗の掲揚台を寄付
- (3) 自治大学校20周年記念にあたって、講堂のたれ幕の寄付等
- (4) 自治大学校50周年記念にあたって、立川校舎の中庭に設置するためのイタリアのカラーラ産白大理 石の彫刻作品「天翔」(制作者:安田侃)を寄贈
- (5) 自治大学校60周年記念及び同70周年記念にあたって、トレーニング室に設置する健康増進器具等を寄贈

これら校友会の事業を行うための財源となる会費については、当初は年間100円としていたが、その後、校友会の財政基盤を強固なものにするため、数次の改正を経て、昭和40年6月からは年会費制を廃し、終身会費2,000円に改正され、入会と同時に徴収することとされた。その後、遂次見直され、平成24年度からは、10,000円となっている。なお、校友会への加入については、当初から原則全員加入とされてきたが、平成23年度からは任意とされた。

以上本部の事業について述べたが、このほか支部の事業としては、各支部の規約に基づいて支部会誌の発行、研修行事等を行っており、支部会員も年々増加をつづけ、これらの活動も活発に行われてきている。

自治大学校校友会会則

(名称及び目的)

第1条 本会は、自治大学校校友会と称し、会員相互の親睦と研鑽を図り、併せて自治大学校の発展に寄与し、もって地方自治の発展に資することを目的とする。

(組 織)

- 第2条 本会は、正会員及び特別会員よりなる。
- 2 正会員は、自治大学校卒業生、修了生及び在校生とする。
- 3 特別会員は、自治大学校職員(元職員を含む。)及び講師とする。 (事務局)
- 第3条 本会は、事務局を東京都立川市緑町10番地の1自治大学校内に置く。

(事業)

- 第4条 本会は、その目的を達成するため、左の事業を行う。
 - (1) 会誌の発行
 - (2) 名簿の編さん
 - (3) 会員の親睦及び研鑽のための会合
 - (4) 校友会メールの運営
 - (5) その他必要と認める事項

(総 会)

- 第5条 総会は、第2条に規定する会員をもって組織し、次の事項を議決する。
 - (1) 予算

- (2) 決算の承認
- (3) 事業計画
- (4) 会則の変更
- (5) その他会長が必要と認める事項
- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、緊急又は軽易な事項については、理事会において議決することができる。 (役員)
- 第6条 本会は、左の役員を置く。

会 長 1 名

副会長若干名

理 事 8 名

監事 2 名

- 第7条 会長は、総会が選出するものとし、本会を代表し、会務を掌る。
- 第8条 副会長は、会長が総会に諮って指名するものとし、会長を助け、会長に事故があるときはその職務 を代理する。
- 第9条 理事は、別表の区分により各ブロック1名をあて、当該ブロック所属の支部長が互選する。
- 第9条の2 理事(会長及び副会長を含む。以下この条において同じ。)は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 2 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した理事の過半数をもって決する。可否同 数のときは会長の決するところによる。
- 第10条 監事は、総会が支部長のうちから選出するものとし、事業及び会計を監査する。
- 第11条 会長、副会長及び監事の任期は、総会の翌日から次期総会の日までとし、再選を妨げない。
- 2 理事の任期は、1年とし再選を妨げない。
- 3 支部長に異動があった場合の後任者の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第12条 本会に顧問を置き、左に掲げる者を委嘱する。

(1)	自治大学校長の職にある者	1名

(2) 都道府県知事の全国的連合組織の代表者 1名

(3) 都道府県議会の議長の全国的連合組織の代表者 1名

(4) 市長の全国的連合組織の代表者 1名

(5) 市議会の議長の全国的連合組織の代表者 1名

(6) 町村長の全国的連合組織の代表者 1名

(7) 町村議会の議長の全国的連合組織の代表者 1名

(会 計)

- 第13条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。
- 2 会費は、10,000円とし、入会と同時にこれを徴収する。
- 3 特別会員からは会費を徴収しない。
- 第14条 本会の収入及び支出は、すべて予算による。
- 第15条 本会の予算は、理事会がこれを編成し、総会に諮ってこれを決する。
- 第16条 本会の決算は、毎会計年度の終了後、監事の意見を附し、総会の承認を受けなければならない。
- 第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(支部及び支部連合会)

- 第18条 各都道府県毎に支部を、別表に定めるブロック毎に支部連合会を置くことができる。
- 2 都道府県又は市町村に勤務しない会員は、在住地の都道府県に勤務するものとみなす。但し、会長が必

要と認める場合においては、別に支部を置くことができる。

(補 則)

第19条 本会則に規定するものを除く外、本会の運営に必要な事項は、会長が理事会に諮りこれを決定する。

附則

本会則は、昭和34年4月1日からこれを施行する。

附則

本会則は、昭和31年3月24日からこれを施行する。

附則

- 1 本会則は、昭和34年2月10日からこれを施行する。
- 2 昭和34年3月31日までに会費を納入した会員は、第13条第2項但書の金額から既納入額を差引いた額を昭和35年3月31日までに納入することによって同条同項但書の適用を受けるものとする。

附則

- 1 本会則は、昭和41年6月1日からこれを施行し、昭和41年4月1日から適用する。
- 2 昭和41年3月31日までに会員となった者の会費の徴収については、なお、従前の例による。但し、 その納入額の総額が3,000円に達した場合は、会費の納入があったものとみなす。

附則

本会則は、昭和51年5月14日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附則

本会則は、昭和54年10月17日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附則

この会則は、昭和57年10月29日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

[注、昭和61年11月19日、平成2年4月1日、平成6年4月1日、平成7年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日施行の各改正附則は略。]

附 則

この会則は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この会則は、平成18年10月27日から施行する。

附則

この会則は、平成19年10月26日から施行する。

附則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日までの自治大学校卒業生については、なお、従前の例による。

別表

ブロックの区分

ブロ	ックネ	5	所属者	邻道府県	1名						
1	北海道		北海道	道							
2	東	北	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島			
3	関	東	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	霞が関
4	中	部	新潟	富山	石川	福井	長野	岐阜	静岡 愛知	和	
5	近	畿	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山		
6	中	玉	鳥取	島根	岡山	広島	山口				
7	兀	玉	徳島	香川	愛媛	高知					
8	九	州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島 泊	中縄	